

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（行情）諮問第82号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第102号）

事件名：福岡国税局査察部が作成した特定法人に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定年月日A頃、福岡国税局査察部が法人税法違反容疑で、特定法人を、福岡地方検察庁（以下「福岡地検」という。）に告発するまでに作成した別紙に掲げる行政文書、もしくは、告発後に福岡国税局査察部が作成した別紙に掲げる行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月19日付け福局公開第14号により福岡国税局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

（1）審査請求人の公にされた事実

審査請求人である特定法人は、福岡地検に法人税法違反の罪（同法163条1項）で特定年月日Bに起訴され、地元の新聞社、テレビ各社、インターネット配信等により報道された。

その報道により、起訴の前提となる告発（国税犯則取締法12条の2）、犯則調査（同法1条）が、査察部においてなされた事実が公になった。

（2）不開示理由

処分庁は、行政文書不開示決定通知書（以下「本決定通知書」という。）の不開示の理由として、「開示請求に係る行政文書の有無を答えることにより、特定の法人が国税犯則調査を受けた事実の有無が明らかとなり、当該法人の法5条2号イに掲げる法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、法8条の規定により開示請求を拒否する。」としている。

(3) 不開示理由の2つの根拠条文(法5条及び8条)

ア 法5条(行政文書の開示義務)は「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定され、法5条2号イは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。

イ 法8条(行政文書の存否に関する情報)は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定されている。

(4) 不開示理由に該当しないこと

ア 法5条2号イの「公にされ」ていること

処分庁は、法5条2号イの『公にすることにより』の文言を、意図的に本決定通知書の不開示理由に記載していない。

ここで、国税庁が平成17年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(最終改正平成27年7月)を公表しているが、その中で「公にされ」の審査基準を示し、「当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り」とされている。

本件の場合、上記(1)のとおり、法人税法違反の罪で逮捕・起訴されたことで、国税犯則取締法により国税犯則調査を受けたことが「公にされ」ている。

つまり、本件不開示理由の「特定の法人が国税犯則調査を受けた事実」は、既に報道で「公にされ」、国税庁が公表している「公にされ」の審査基準も充足している。

そのことで当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはなく、不開示理由には該当しない。

イ 法8条における本件行政文書が存在していること

「査察事件に係る課税処理及び異議申立て等に関する当面の事務実施要領について(指示)」平成24年9月20日、国税庁長官、課総2-41ほか7課共同(以下「事務運営指針」という。)によると、課税処理について、査察部が課税資料の作成をするということが明確に定められていること。

また、審査請求代理人は、所轄税務署の調査方法が事務運営指針に沿って行われているか確かめるため、特定税務署・法人部門統括国

税調査官 A に架電し、以下の回答を得ている。

「特定税務署は、実際に税務調査を行った福岡国税局の査察部署から、査察調査の結果判明した事項の報告を受けると同時に、本件行政文書（署が課税処分を行うための基礎資料（「調査連絡資料」））を受け取り、その「調査連絡資料」を“丸写し”して更正通知書を作成している。」

この回答で、特定税務署が福岡国税局査察部署からの更正通知書（案）を丸写しして、更正通知書を作成したことが判明したのと同時に、本件行政文書が存在していることが明らかになった。

（５）まとめ

上記（４）により、「特定の法人が国税犯則調査を受けた事実」は、既に報道で「公にされ」、しかも国税庁が公表している審査基準も充足しており、法５条２号イで拒否することはできない。

また、事務運営指針に明確に規定されていること、特定税務署統括官への聴き取りから、本件行政文書が存在していることは明らかであり、当該行政文書の存否を明らかにしないで、法８条で拒否することはできない。

よって、本件開示請求に関して、法５条及び８条を根拠とした不開示理由にはなりえず、原処分の全部が取り消されるべきであると思料します。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件開示請求等について

本件開示請求は、「特定年月日 A 頃、福岡国税局査察部が法人税法違反容疑で、特定法人を福岡地検に告発するまでに作成した以下の行政文書、もしくは、告発後に福岡国税局査察部が作成した以下の行政文書に関して開示請求をする。」として、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成 29 年 9 月 19 日付福局公開第 14 号により、本件対象文書の有無を答えることにより、特定法人が国税犯則調査を受けた事実の有無が明らかとなり、当該法人の法 5 条 2 号イに掲げる法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを理由として、法 8 条の規定により、本件対象文書の有無を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

２ 原処分の妥当性について

法 5 条 2 号イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」を不開示

情報として規定している。

本件開示請求は、特定法人が法人税法違反容疑で福岡国税局の国税犯則調査を受け、福岡地検に告発されたことを前提に本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書は、国税犯則調査に基づく調査に関して国税局が作成する文書であることから、その有無を答えることにより、特定法人が法人税法違反容疑で福岡国税局の国税犯則調査を受けた事実（以下「本件存否情報」という。）の有無を答えることとなる。

特定の法人が国税犯則調査を受けた事実が公になると、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いため、取引先等が当該法人に警戒心を持って臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じることなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イの「公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、特定法人の代表者が法人税法違反の被疑事実で逮捕された旨の新聞報道がなされ、起訴された以上、「特定の法人が国税犯則調査を受けた事実」は既に「公にされ」、事務運営指針に基づき本件対象文書が存在していることは明らかであり、法5条2号イ及び8条で拒否することはできない旨主張している。

しかしながら、諮問庁において、本件審査請求書に添付されている新聞記事及びその他報道の状況等について確認したところ、特定法人の代表者等が法人税法違反の被疑事実で逮捕され、特定法人等が起訴された事実は確認できるものの、福岡国税局が特定法人に対し犯則調査を行った事実は確認できなかった。

このため、「特定の法人が国税犯則調査を受けた事実」は、既に報道で明らかにされているとは言えない。

4 結論

以上のことから、原処分において、その存否を答えるだけで、法5条2号イ不開示情報を開示することになるため、法8条に基づき、本件対象文書の有無を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年5月24日 審議
- ④ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

上記のとおり本件開示請求は、特定法人が福岡国税局による国税犯則調査を受けたことを前提に、本件対象文書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定法人が福岡国税局による国税犯則調査を受けたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

諮問庁は、本件存否情報が法5条2号イの不開示情報に該当するとしているので、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、次のとおり説明する。

諮問庁において、本件審査請求書に添付されている新聞記事及びその他報道の状況等について確認したところ、特定法人の役員が法人税法違反の被疑事実で逮捕され、特定法人等が起訴された事実は確認できるものの、福岡国税局が特定法人に対し国税犯則調査を行った事実は確認できない。したがって、特定法人が国税犯則調査を受けた事実は、既に報道で明らかにされているとはいえず、当該事実が公になると、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いため、取引先等が当該法人に警戒心を持って臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じることなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえて検討するに、国税犯則調査を受けた法人は、一般的に、当該調査によって不正な税務処理を指摘されたものと受け止められ、取引先等から何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いため、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれを否定することはできない。しかしながら、新聞記事によれば、福岡地検が特定法人の役員を特定年月日Aのおよそ2週間前に法人税法違反の被疑事実で逮捕した事実を公表していることが確認できることから、その頃、特定法人が法人税法違反被疑事件につき捜査の対象となった事実が明らかにされていると認められる。

ところで、本件開示請求は「特定年月日A頃、福岡国税局査察部が法

人税法違反容疑で、特定法人を福岡地検に告発するまでに作成した別紙に掲げる行政文書、もしくは、告発後に福岡国税局査察部が作成した別紙に掲げる行政文書」についてなされているが、その時間的近接性からすると、本件開示請求にいう特定法人に対する法人税法違反容疑の告発は、新聞報道されている法人税法違反被疑事件についてなされたものであると解される。そして、法人税法違反被疑事件に関して、検察当局による強制捜査が行われていることが公表されている以上、これに伴い又はこれに先行して国税犯則調査が行われた事実の有無、すなわち、本件存否情報を開示したとしても、特定法人の事業活動において新たに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとまではいい難く、当該情報が法5条2号イに規定する不開示情報に該当するとまでは認められない。

したがって、本件対象文書については、原処分を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

福岡国税局査察部課から福岡国税局課税部主管課もしくは特定税務署へ回付，送付，説明等された以下の書類一式（「査察事件に係る課税処理及び異議申立てに関する実務実施要領について（事務運営指針）平成24年12月21日，課総2-49ほか7課共同，国税庁長官」）

- ① 課税資料の送付について（様式10）
- ② 課税資料の総括表（様式11）
- ③ 課税資料の目録（様式12）
- ④ 課税額計算書（決議書様式（決議書別表を含む。））
- ⑤ 調査結果の説明書（案）
- ⑥ 更正決定通知書（案）
- ⑦ 加算税賦課決定通知書（案）
- ⑧ 更正決定及び加算税賦課決定の理由附記（案）
- ⑨ 争点整理表（案）
- ⑩ その他参考資料として引き継ぐことが適当と認められる書類
- ⑪ 調査連絡資料の送付について（様式1）
- ⑫ 事案の概要（様式2）
- ⑬ 不正形態図（様式3）
- ⑭ 増差額の内訳書（様式4）
- ⑮ 各課部門事務連絡せん（様式5）
- ⑯ 源泉課税連絡せん（様式6）
- ⑰ 査察事案 事案整理表（様式7）
- ⑱ 青色申告の承認の取消通知書（案）の送付について（様式8）
- ⑲ 青色申告の承認の取消通知書（案）及び青色申告の取消要否部内判定表（様式9）